

別記様式第 10 号（法第 7 条第 9 項関係）

（認定）生産方式革新実施計画の概要

<u>認定日</u> 令和 7 年 1 月 22 日	<u>実施期間</u> 令和 7 年 1 月 ～ 令和 11 年 12 月	
<u>申請者（代表者）</u> しかりべつ高原野菜出荷組合加工キャベツ部会 部会長 笠間 哲秀		<u>都道府県</u> 北海道
<u>生産方式革新事業活動の実施体制</u> 責任者：しかりべつ高原野菜出荷組合加工キャベツ部会 部会長 笠間 哲秀 生産部門担当者：笠間 哲秀 ☒ スマート農業技術活用サービス事業者（鹿迫町農業協同組合） ☒ 食品等事業者（鹿迫町農業協同組合）		

生産方式革新事業活動の内容

<u>目標／解決すべき課題（経営上の課題）</u> 加工業務用キャベツの取引に当たっては、実需者のニーズに合わせた数量を定量的に出荷する必要があるため、定植時期をずらし、継続出荷安定出荷が可能となる 7 月中旬～10 月上旬の間で 8 作型に分けて栽培している。 作型毎の定植時期や面積の把握集計をし、天候を踏まえた収穫時期・収穫量を予測しながら輸送手配や中間貯蔵を実施しているが、定植時期や面積の記帳・集計等に時間と手間を要することに加え、収穫時期・収穫量の予測が正確ではない状況。 このため、集荷の集中が発生し、予冷库に貯蔵できる許容量を上回ることで集荷のストックや、外部の予冷库を借りる費用・横持運賃等による生産者の負担増が発生している。 また、収穫時期が重なる事により収穫が間に合わずに裂球による規格外や内部障害が多く発生し減収の要因となっている。 逆に、収穫スケジュールが空くことによって、JA の委託収穫に係る労働者の確保が難しくなり、収穫作業が混み合う時期に収穫機が十分に稼働できない事態も発生している。	
対象品目	加工業務用キャベツ
活用するスマート農業技術	精密出荷予測システム
導入する新たな生産の方式	
☐ イ	ほ場の形状、栽培又は飼養の方法、品種等
☐ ロ	機械化体系に適合した農産物の出荷方法
☒ ハ	データの共有等を通じた有効な活用方法
☐ ニ	その他

(内容)

- ・精密出荷予測システムによる適期収穫
- ・予測収穫時期・収穫量等のデータは、サービス事業者における収穫受託のスケジュール調整に活用
- ・リアルタイムに把握した収穫状況を踏まえ、JA 集荷場への搬入スケジュール等を調整
- ・予測収穫時期・収穫量等のデータにより効率的に実需者への輸送を手配(実需者ニーズに収穫量が合わない場合は、消費地での中間貯蔵施設への輸送も実施)
- ・精密出荷予測システムに一括管理された各種データについては、産地全体で比較・分析し、翌年の播種時期や肥培管理に活用

スマート農業技術と新たな生産の方式の導入内容の関連性

- ・定植時期や面積を自動で把握・集計できることで、生産者の記帳・報告作業の効率化が図られる。
- ・収穫適期・収量が正確に予測できることで、集荷場への搬入の効率化、収穫機の運用の効率化、実需者への販売の効率化(安定供給)が図られる。
- ・収穫適期を正確な予測と収穫機の効率運用により適期収穫が実現し、品質や収量の向上が図られる。
- ・各種データを一括管理し比較検討し、翌年の定植時期や肥培管理の適正化が図られることで、実需者ニーズに合わせた出荷体制を確立し、実需者への安定供給が可能となる。これにより、既存の実需者との契約継続や契約量の拡大や新たな販路確保に活かすとともに、正確なデータによる比較検討により、品質や収量の向上が図られる。

【活用予定の特例措置】

- ☒ 日本政策金融公庫の長期・低利の資金（スマート農業技術活用促進資金）の貸付け
- ☐ 税制特例（スマート農業技術活用投資促進税制）
- ☐ 農地法の特例（農地法第 43 条第 1 項の届出に関する手続のワンストップ化）
- ☐ 航空法の特例（ドローンの飛行許可に関する手続のワンストップ化）
- ☐ 野菜生産出荷安定法の特例（契約指定野菜安定供給事業の適用）